

# 出張講習のご案内

(公社)広島県労働基準協会では教習所内での講習だけではなく、ご依頼があれば出張講習も実施しております

## 出張講習とは

技能講習や特別教育その他の安全衛生教育を、協会講師が御社に出向いて実施いたします。

講習受講料・テキスト代は通常の講習の代金と同額、出張旅費等余分な費用は必要ありません。

御社の会議室等で実施しますので、受講生も集まりやすく、そして安心です。

土日祝日の開催も可能です。

## 実施条件(お願い)

◎受講人数が20名以上必要です。

(1社に限らず、親会社子会社、同業他社など複数の会社での合同実施でも可能です)

◎御社の会議室等講習場所と機材などお借りする必要があります。

(現在、コロナウイルス感染症予防の為、教室は室内換気が可能なこと、受講者数の2倍の定員の会場であること、机1台につき1名の受講者となります。)

◎講習によっては、出張講習が実施できないものもございますのでご相談ください。。

## 実施の流れ

出張講習のご相談→日程の決定(希望日程候補を2~3候補ぐらいあげていただき協会講師と日程調整し日時決定)→事前打ち合わせ→実施

詳しくは、まずご相談を！

三次市十日市東 2-12-20GTビル 101  
(公社)広島県労働基準協会三次支部  
電話 0824-62-3945 壹丁